

令和7年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会（個別編）

児童発達支援・放課後等デイサービス

令和6年度運営指導頻出事項

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

指導事項一覧

- ① 個別支援計画の本人支援が5領域全てと関連付けられていない
- ② 個別支援計画に適切な家族支援・移行支援が位置付けられていない
- ③ 個別サポート加算（Ⅲ）の算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している
【放課後等デイサービス】

1 個別支援計画に記載する支援内容

本人支援	記載必須	本人への発達支援について、5領域（全て）との関連性を含めて記載 <ul style="list-style-type: none">・一つの支援が複数の領域に関連することは可・保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を利用している場合、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載
家族支援	記載必須	こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載（5領域との関連は不要）
移行支援	記載必須	インクルージョン推進の観点から、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の支援について記載 <p>※必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、こどもの地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">・将来的な保育園等入園・入学等に向けた準備・併行利用先の保育園・学校等での生活や支援の充実・地域の他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようにすること 等
地域支援・地域連携	必要に応じて	包括的な支援を提供する観点から、こども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関等と連携した取組について、記載 <p>※個別支援計画であり、計画の対象である こども・家族への支援に係る取組を記載</p>

2 指導事項① 本人支援が5領域全てと関連付けられていない

5領域：「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

<個別支援計画の記載のポイント>

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（R6.5.17こども家庭庁事務連絡）別紙1

- ・ **5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。**
- ・ 5領域との関連性については、**5つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。**相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はない（**一つの支援が複数の領域に関連することは可**）が、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。

事例

- ・ 5領域の視点を踏まえたアセスメントを行っておらず、個別支援計画でも5領域と関連付けられた支援内容となっていなかった。
- ・ 令和6年10月に作成された個別支援計画において、5領域のうち、「人間関係・社会性」「運動・感覚」の領域に関連する本人支援が位置付けられていなかった。

3 指導事項② 適切な家族支援・移行支援が位置付けられていない

<個別支援計画の記載のポイント>

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（R6.5.17こども家庭庁事務連絡）別紙1

- ・「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、**発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載**すること。
- ・発達支援は**個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援**を行うものであり、支援目標や支援内容が**それぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されない**こと。

事例

- ・個別支援計画に、本人支援は記載されているが、家族支援又は移行支援が記載されていない。
- ・家族支援又は移行支援として記載されている内容が、複数の障害児の計画において同一のものだった。
- ・家族支援又は移行支援として記載されている内容が、各支援として不適切な内容だった。（例：移行支援として外部の検定挑戦実施、家族支援としてトイレトレーニング）

4 家族支援・移行支援の例及び関係加算

家族支援 の例

- ・ こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの実施 ⇒**家族支援加算、子育てサポート加算**
- ・ 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・ レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援 ⇒**延長支援加算**
- ・ 保護者同士の交流の機会の提供（ピアの取組）
- ・ きょうだいへの相談援助等の支援 ⇒**家族支援加算**
- ・ 子育てや障害等に関する情報提供 等

移行支援 の例

- ・ 保育所等移行先との調整、支援内容等の共有、受入体制づくりへの協力や相談援助支援
 - ・ 移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発達支援 (★)
 - ・ 進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助・準備支援 (★)
 - ・ 障害特性等を踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先等とこどもの状態や支援内容等の情報共有や擦り合わせを行う等の取組 ⇒**関係機関連携加算**
 - ・ 地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流等
- (★) 移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分けず、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで可。

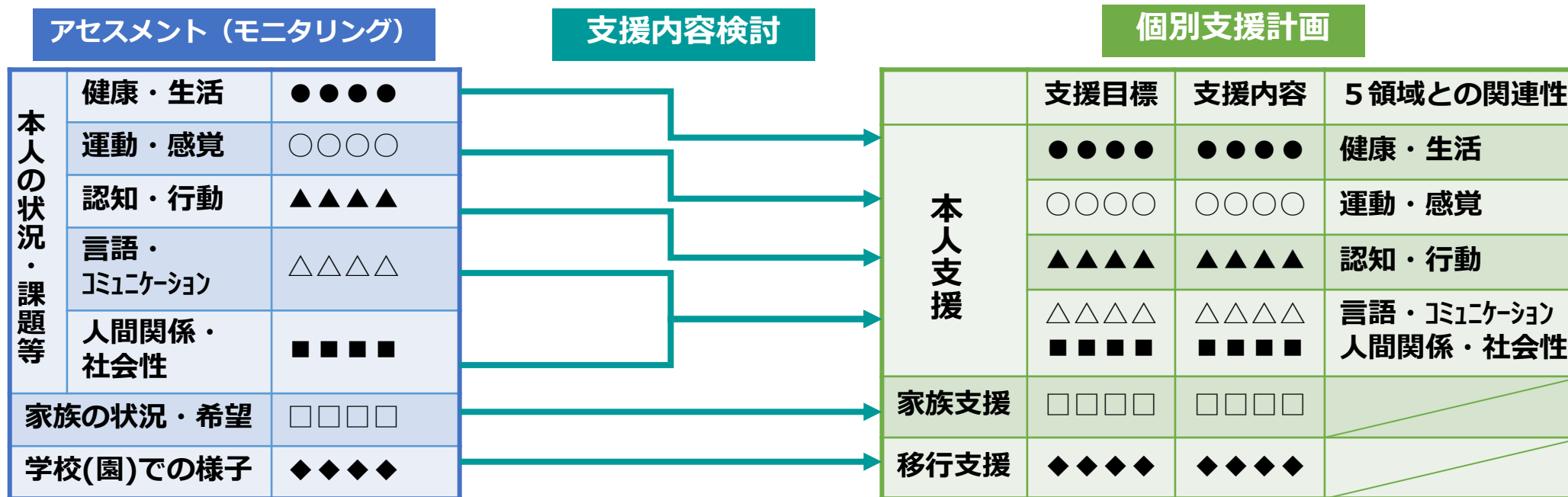
※各加算については、支援内容が各加算の算定要件を満たしている場合

5 指導事項①② 改善策について

どちらの指導事項も、令和6年度報酬改定による発達支援の内容変更により、アセスメント（モニタリング）の段階から対応できていないことが原因



アセスメント（モニタリング）のやり方を、5領域の視点を踏まえた障害児本人の状況と課題等、家族の状況や希望、併行通園先等での障害児の様子等が把握できるものに変更し、その内容に基づき、個々の障害児にとって適切な支援目標や支援内容を検討する。



6 指導事項③ 個別サポート加算(Ⅲ)の算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している【放課後等デイサービス】

個別サポート加算(Ⅲ)

対象児	不登校の障害児 ※何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く。）であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童	
算定要件	① 個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> 対象児の支援について、学校との日常的な連携・情報共有を行うことについて、あらかじめ保護者同意の上、個別支援計画に位置付ける。 個別支援計画の作成に当たって、学校と連携して作成する。 <div data-bbox="1946 572 2397 729" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> 事例1 学校との連携について、位置付けていない。 </div>
	② 学校との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 月に1回以上行う。 対象児の不登校の状態について確認し、対象児や家族の状態や登校状況等を考慮の上、学校と事業所間で本加算による支援の継続要否の検討を行う。 実施日時、内容の要点をまとめた記録を作成し、学校に共有する。 情報共有は、対面又はオンラインにより行う。 <div data-bbox="1080 701 1793 765" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> 事例2 月1回以上、実施していない。 </div> <div data-bbox="1798 936 2397 1001" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> 事例3 記録を作成していない。 </div>
	③ 家族への相談援助	<ul style="list-style-type: none"> 月に1回以上行う。 対象児や家族の意向・居宅での過ごし方の把握、事業所の支援状況の共有を行う。 実施日時、内容の要点をまとめた記録を作成する。 相談援助は、居宅訪問、対面、オンライン、どの方法でも可だが、個別で行う。 <div data-bbox="1080 1008 1793 1072" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> 事例2 月1回以上、実施していない。 </div> <div data-bbox="1798 1122 2397 1186" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> 事例3 記録を作成していない。 </div>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 市町村（教育、障害児関係部局）から、連携状況や支援状況等の確認があれば、回答する。 ②と③について、関係機関連携加算(Ⅰ)と(Ⅱ)、家族支援加算(Ⅰ)は算定不可。 	